

新野川第一発電所及び野川第二発電所の売電に係る仕様書

1 適 用

この仕様書は、山形県企業局（以下「企業局」という。）が所有する新野川第一発電所及び野川第二発電所で発電する電力の売電に適用する。

2 業務の内容

（１）概要

企業局は、次に掲げる発電所（以下「本発電所」という。）で発電する電力のうち、本発電所内の消費電力等の必要電力を除いた全ての電力を買受人に売電するものとする。

本発電所は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」（以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた発電所である。本発電所の売電は、再エネ特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき電気事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給により行うものである。

また、買受人は、企画提案した「非化石価値の活用（提案があった場合）」、「地域への貢献・還元事業」及び「企業局事業の推進（提案があった場合）」への取組み（以下「非化石価値活用事業等」という。）を行うものとする。

（２）対象発電所

表 1 対象発電所

電源	発電所名	所在地	最大出力 (キロワット)
水力	新野川第一発電所	山形県長井市寺泉字空沢西	10,100
〃	野川第二発電所	山形県長井市大字平野字西栃平下	9,200

（３）売電期間

令和 9 年 4 月 1 日 0 時 から 令和 12 年 3 月 31 日 24 時 まで

（４）受給電力量

- ① 実際の売電にあつては、企業局が買受人に供給する電力量（以下「受給電力量」という。）が予定売電電力量と比較して増減がある場合でも買受人はその全量を購入するものとする。
- ② 発電所別予定売電電力量を表 2 に、発電所別月別予定売電電力量を別表 1 に示す。ただし、本発電所は、水力発電であることから気象状況等により受給電力量が変動するため、予定売電電力量を保証するものではない。

なお、参考として、過去 10 年間の発電所別月別売電電力量の実績を別表 2 に示す。

表 2 発電所別予定売電電力量

kWh

発電所名	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
新野川第一発電所	15,220,000	52,767,000	52,031,000
野川第二発電所	39,669,000	39,261,000	38,960,000
計	54,889,000	92,028,000	90,991,000

（５）発電予想

企業局は、原則として、毎日の発電予想電力（以下「発電パターン」という。）を前日（9 時頃）までに通知する。通知方法等については、企業局と買受人との協議により別途覚書に定め、買受人の都合による発電パターンの変更は原則として認めない。

表 3 発電予想の通知

通知の内容	各発電所の翌日の発電パターン（キロワット時）
通知の期限	前日の午前 9 時頃まで（協議により決定する。）

（６）発電の停止又は制限

企業局は、発電パターンの通知以降において、河川流入の状況及び次の事由等により、発電を停止又は制限し、また、発電パターンを変更することができるものとする。なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努めるものとする。

- ① 発電所の設備の故障
- ② 災害等の発生又はそのおそれがある場合
- ③ ダム管理者及び河川の利水者等（土地改良区など）からの要請
- ④ 送電線、配電線の停止等に起因する送配電事業者からの要請
- ⑤ 河川内事故の発生など、警察機関、消防機関、水防機関、河川管理者等からの要請
- ⑥ 電力広域的運営推進機関の指示等
- ⑦ その他保安上の必要がある場合

（７）設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検、修繕等（以下「点検等」という。）により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、設備の不具合等により、緊急に点検等を実施する必要がある場合には、発電停止と同時に通知することができるものとする。なお、企業局は、発電停止時間の縮小に努めるものとする。

３ 電力量料金

（１）電力量料金の算定

買受人が企業局に支払う毎月の電力量料金は、原則として当該月の受給電力量に契約単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

$\text{電力量料金} = \text{当該月の受給電力量} \times \text{契約単価} + \text{消費税等相当額}$

※ 消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

（２）電力量料金の支払い

原則として、企業局は（１）により算定した電力量料金を検針日の翌月の１０日までに買受人に請求し、買受人は、同月末日（以下「支払期日」という。）までに企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息を加算して、企業局に支払うものとする。

４ その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結しなければならない。

（２）取引用計量器からの通信線等の接続

買受人の希望により発電所内に設置した取引用計量器から通信線を設ける場合、あるいは計量器等を設ける場合は、事前に企業局の承諾を受けたうえで、工事を行うことができる。ただし、契約期間満了後又は必要がなくなった場合は速やかに設置した設備等の撤去及び原状回復を行うものとし、設置及び撤去等に係る費用は全て買受人の負担とする。

（３）契約期間満了時における引継事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

(4) 守秘義務

買受人は、本業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び業務関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又はその内容を伝達してはならない。

(5) インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

(6) 電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続きすべては買受人が行うものとする。

(7) 需給運用に関する覚書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた覚書を双方協議して作成するものとする。

(8) 販売計画及び非化石価値活用事業等の計画

買受人は、企業局から購入した電力の販売及び非化石価値活用事業等を実施するにあたり、企業局と協議を行い、実施計画書を作成するものとする。

なお、作成した実施計画書に変更が生じた場合は、企業局と協議のうえ変更計画書を作成するものとする。

(9) 販売実績及び非化石価値活用事業等の実績報告

① 販売実績

売電期間中の各月の電気の販売実績について、速やかに企業局に提出するものとする。

② 非化石価値活用事業等の実績

買受人は、非化石価値活用事業等について、記載内容、提出期限等を企業局と協議のうえ、実施状況を報告するものとする。

なお、企業局から求めがあった場合は、その都度提出するものとする。

別表 1

発電所別月別予定売電電力量

単位:kWh

令和9年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	0	5,369,000	5,369,000
5	0	5,862,000	5,862,000
6	0	3,905,000	3,905,000
7	0	4,347,000	4,347,000
8	0	3,191,000	3,191,000
9	0	2,345,000	2,345,000
上期計	0	25,019,000	25,019,000
10	0	1,475,000	1,475,000
11	1,204,000	3,505,000	4,709,000
12	4,797,000	3,648,000	8,445,000
1	2,668,000	1,603,000	4,271,000
2	2,305,000	1,329,000	3,634,000
3	4,246,000	3,090,000	7,336,000
下期計	15,220,000	14,650,000	29,870,000
年度計	15,220,000	39,669,000	54,889,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

単位:kWh

令和10年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,794,000	5,369,000	12,163,000
5	7,215,000	5,862,000	13,077,000
6	5,198,000	3,905,000	9,103,000
7	5,311,000	3,740,000	9,051,000
8	4,427,000	3,191,000	7,618,000
9	2,977,000	2,345,000	5,322,000
上期計	31,922,000	24,412,000	56,334,000
10	2,492,000	1,674,000	4,166,000
11	4,337,000	3,505,000	7,842,000
12	4,797,000	3,648,000	8,445,000
1	2,668,000	1,603,000	4,271,000
2	2,305,000	1,329,000	3,634,000
3	4,246,000	3,090,000	7,336,000
下期計	20,845,000	14,849,000	35,694,000
年度計	52,767,000	39,261,000	92,028,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

単位:kWh

令和11年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,794,000	5,369,000	12,163,000
5	7,215,000	5,862,000	13,077,000
6	4,462,000	3,352,000	7,814,000
7	5,311,000	4,347,000	9,658,000
8	4,427,000	3,191,000	7,618,000
9	2,977,000	2,345,000	5,322,000
上期計	31,186,000	24,466,000	55,652,000
10	2,492,000	1,319,000	3,811,000
11	4,337,000	3,505,000	7,842,000
12	4,797,000	3,648,000	8,445,000
1	2,668,000	1,603,000	4,271,000
2	2,305,000	1,329,000	3,634,000
3	4,246,000	3,090,000	7,336,000
下期計	20,845,000	14,494,000	35,339,000
年度計	52,031,000	38,960,000	90,991,000

※ 送配電事業者の作業停電は含まれていません。

別表 2

過去 10 年間の発電所別月別売電電力量の実績

単位:kWh

平成28年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	7,010,500	5,633,491	12,643,991
5	6,271,100	4,479,791	10,750,891
6	3,679,100	2,312,944	5,992,044
7	4,912,600	4,221,962	9,134,562
8	3,147,700	1,775,565	4,923,265
9	2,653,200	1,900,279	4,553,479
上期計	27,674,200	20,324,032	47,998,232
10	1,995,800	1,013,436	3,009,236
11	3,430,300	3,106,724	6,537,024
12	6,266,000	3,854,887	10,120,887
1	3,447,900	1,783,063	5,230,963
2	2,406,600	1,260,126	3,666,726
3	3,129,800	1,220,110	4,349,910
下期計	20,676,400	12,238,346	32,914,746
年度計	48,350,600	32,562,378	80,912,978

単位:kWh

令和元年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,973,800	4,690,352	11,664,152
5	7,195,800	5,526,913	12,722,713
6	5,555,200	4,063,101	9,618,301
7	4,594,400	3,270,247	7,864,647
8	3,320,100	2,244,411	5,564,511
9	2,306,900	1,374,058	3,680,958
上期計	29,946,200	21,169,082	51,115,282
10	4,091,910	2,868,359	6,960,269
11	4,822,200	3,451,055	8,273,255
12	5,804,790	3,574,605	9,379,395
1	5,145,360	3,127,340	8,272,700
2	4,723,710	2,862,705	7,586,415
3	6,363,370	4,243,961	10,607,331
下期計	30,951,340	20,128,025	51,079,365
年度計	60,897,540	41,297,107	102,194,647

単位:kWh

平成29年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,117,600	0	6,117,600
5	6,969,900	4,947,312	11,917,212
6	4,850,900	3,713,777	8,564,677
7	7,034,600	5,877,261	12,911,861
8	5,417,400	3,996,181	9,413,581
9	6,258,900	3,789,890	10,048,790
上期計	36,649,300	22,324,421	58,973,721
10	4,710,700	3,242,936	7,953,636
11	5,869,000	3,690,796	9,559,796
12	3,865,600	2,947,897	6,813,497
1	2,803,400	1,626,720	4,430,120
2	1,835,200	759,163	2,594,363
3	5,446,600	3,832,470	9,279,070
下期計	24,530,500	16,099,982	40,630,482
年度計	61,179,800	38,424,403	99,604,203

単位:kWh

令和2年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,999,860	5,348,343	12,348,203
5	6,479,510	4,753,654	11,233,164
6	3,936,590	2,424,457	6,361,047
7	6,981,310	6,239,054	13,220,364
8	5,899,260	4,596,506	10,495,766
9	2,855,940	1,948,636	4,804,576
上期計	33,152,470	25,310,650	58,463,120
10	1,947,360	942,577	2,889,937
11	4,946,130	3,746,685	8,692,815
12	4,052,600	2,535,438	6,588,038
1	2,656,940	1,431,518	4,088,458
2	5,033,590	2,896,649	7,930,239
3	7,176,890	5,059,716	12,236,606
下期計	25,813,510	16,612,583	42,426,093
年度計	58,965,980	41,923,233	100,889,213

単位:kWh

平成30年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,970,800	5,607,400	12,578,200
5	7,176,600	5,324,300	12,500,900
6	4,400,900	3,383,600	7,784,500
7	3,686,200	1,583,300	5,269,500
8	2,836,500	3,170,100	6,006,600
9	5,640,700	3,953,800	9,594,500
上期計	30,711,700	23,022,500	53,734,200
10	2,943,900	1,832,100	4,776,000
11	4,534,100	3,281,400	7,815,500
12	5,063,000	3,006,700	8,069,700
1	2,217,000	1,229,100	3,446,100
2	3,224,300	1,663,700	4,888,000
3	6,076,100	3,778,000	9,854,100
下期計	24,058,400	14,791,000	38,849,400
年度計	54,770,100	37,813,500	92,583,600

単位:kWh

令和3年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	7,013,940	5,641,488	12,655,428
5	7,244,290	5,472,361	12,716,651
6	4,092,830	2,668,930	6,761,760
7	4,854,310	3,336,645	8,190,955
8	4,596,000	3,717,706	8,313,706
9	3,795,860	2,373,413	6,169,273
上期計	31,597,230	23,210,543	54,807,773
10	2,094,380	1,345,752	3,440,132
11	4,818,450	3,531,796	8,350,246
12	7,121,760	4,944,890	12,066,650
1	2,752,440	1,591,255	4,343,695
2	1,657,490	669,332	2,326,822
3	4,419,560	2,619,056	7,038,616
下期計	22,864,080	14,702,081	37,566,161
年度計	54,461,310	37,912,624	92,373,934

別表 2

過去 10 年間の発電所別月別売電電力量の実績

単位:kWh

令和4年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	6,970,950	5,572,624	12,543,574
5	7,302,690	5,732,830	13,035,520
6	5,373,450	3,909,929	9,283,379
7	4,962,420	3,641,580	8,604,000
8	6,782,810	5,159,897	11,942,707
9	3,186,360	1,866,523	5,052,883
上期計	34,578,680	25,883,383	60,462,063
10	1,445,390	183,962	1,629,352
11	1,597,760	0	1,597,760
12	3,527,420	0	3,527,420
1	2,826,800	0	2,826,800
2	2,372,770	0	2,372,770
3	6,278,390	0	6,278,390
下期計	18,048,530	183,962	18,232,492
年度計	52,627,210	26,067,345	78,694,555

単位:kWh

令和6年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	7,006,240	5,601,454	12,607,694
5	5,338,160	3,428,405	8,766,565
6	3,619,700	1,506,166	5,125,866
7	6,136,300	5,394,456	11,530,756
8	5,057,050	3,383,533	8,440,583
9	4,618,470	3,175,355	7,793,825
上期計	31,775,920	22,489,369	54,265,289
10	3,340,930	2,231,208	5,572,138
11	3,198,670	1,930,151	5,128,821
12	4,522,040	3,157,357	7,679,397
1	2,656,850	1,336,442	3,993,292
2	1,776,040	735,977	2,512,017
3	5,640,920	2,914,847	8,555,767
下期計	21,135,450	12,305,982	33,441,432
年度計	52,911,370	34,795,351	87,706,721

単位:kWh

令和5年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	7,036,690	0	7,036,690
5	6,550,320	0	6,550,320
6	4,327,220	0	4,327,220
7	6,525,600	0	6,525,600
8	3,476,020	0	3,476,020
9	1,971,530	337,834	2,309,364
上期計	29,887,380	337,834	30,225,214
10	2,363,150	2,927,746	5,290,896
11	5,097,040	3,944,644	9,041,684
12	7,065,730	4,967,011	12,032,741
1	5,099,770	2,976,345	8,076,115
2	4,211,560	2,418,284	6,629,844
3	4,310,650	2,432,607	6,743,257
下期計	28,147,900	19,666,637	47,814,537
年度計	58,035,280	20,004,471	78,039,751

単位:kWh

令和7年度			
月	新野川第一	野川第二	計
4	7,011,510	5,507,080	12,518,590
5	7,304,320	5,831,736	13,136,056
6	6,120,520	4,559,755	10,680,275
7	4,128,950	1,236,887	5,365,837
8	4,425,470	3,749,938	8,175,408
9	6,487,370	4,592,072	11,079,442
上期計	35,478,140	25,477,468	60,955,608
10	5,244,180	4,045,216	9,289,396
11	6,585,390	4,848,227	11,433,617
12	6,947,540	4,694,117	11,641,657
1	4,035,820	2,157,775	6,193,595
2	4,507,990	1,448,120	5,956,110
3	4,157,170	3,039,103	7,196,273
下期計	31,478,090	20,232,558	51,710,648
年度計	66,956,230	45,710,026	112,666,256